

【一般競争入札公告】特別養護老人ホームきらら ICT 等導入工事

社会福祉法人福寿会（以下「発注者」という）は、富山県地域密着型介護基盤整備事業費補助金交付要綱に基づく補助対象事業として、次のとおり一般競争入札を行いますので、参加を希望する者は下記により応募してください。

令和 7 年 11 月 28 日

社会福祉法人福寿会
理事長 南 眞司

記

1. 調達の目的

介護現場の業務効率化とサービスの質の向上を図るため、ロボット・ICT等を整備する。工事を連携させることにより、一気通貫の介護記録・入居者の安全性確保・職員負担軽減により作り出された時間を入居者支援に活かすと同時に介護者数減少対策とする。

2. 入札に付する事項

(1) 工事名称

特別養護老人ホームきらら大規模改修工事にあわせて行う介護ロボット・ICT等の導入工事

(2) 工事場所

富山県南砺市理休 247-1

(3) 工事概要

1. 見守りカメラ、ベッドセンサー、ナースコールシステム一式
(ナースコール 121 台、見守りカメラ 101 台、ベッドセンサー4 台、PC4 台)
2. 介護記録システム一式 (ライセンス 20 台分等)
3. インターコミュニケーションシステム一式 (インカム 36 台等)
4. 通信ネットワーク工事 (Wi-Fi 認証システム、UPS 等)
5. 携帯端末・タブレット端末 (スマホ 36 台、タブレット 4 台)

※詳細は別紙「仕様書」による。

※本工事は「富山県地域密着型介護基盤整備事業費補助金」対象事業である。

※導入機器の保守窓口の一本化を図ること。

(4) 納入期限

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 25 日まで

3. 入札参加資格

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法に基づく電気通信工事業の許可を有していること。
- (3) 富山県内に本店又は営業所を有し、緊急時の迅速な保守体制が確立されていること。
- (4) 導入する全ての機器・システム（ナースコール、カメラ、記録ソフト等）について、障害時の保守受付窓口を一元化（1 本化）して対応できること。
- (5) 本工事は大規模改修工事と並行して実施するため、建築主体工事の施工業者と綿密な工程調整を行い、施工できること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

4. 入札手続き等

(1) 仕様書等の配布期間・場所

令和 7 年 11 月 28 日から令和 7 年 12 月 5 日まで

当法人ホームページよりダウンロード、または下記担当部署にて配布。

(2) 質疑応答

質問書（任意様式）を電子メールにて提出すること。

受付期限：令和 7 年 12 月 5 日 正午まで

提出先：kirara-483-j@ocn.jp

回答方法：全参加希望者に電子メールまたはホームページにて回答する。

(3) 入札参加申出

受付期限：令和 7 年 12 月 5 日 正午まで

受付場所：富山県南砺市理休 247-1 特別養護老人ホームきらら

提出書類：持参または郵送

入札参加申出書、会社概要、担当者の名刺等

入札参加通知：参加申込者に対し、審査の結果を通知する。通知された者のみが入札に参加し、被害当社には別段の通知を行わないこととする。

(4) 入札日・提出先

令和 7 年 12 月 9 日（火） 午後 2 時

社会福祉法人福寿会 特別養護老人ホームきらら 研修センターまで持参すること。

(5) 開札の日時及び場所

令和 7 年 12 月 9 日（火） 入札完了後に即時開札
社会福祉法人福寿会 特別養護老人ホームきらら 研修センター

5. その他

- (1) 最低制限価格 なし
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 支払条件

本工事は県の補助事業であるため、原則として工事完了後、県の確定検査及び補助金交付決定を受けた後の精算払いとする。

- (4) 一括下請負の禁止

建設業法第 22 条に基づき、請け負った建設工事の完成を目的として、その工事の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせることはできない。（要綱第 8 条第 5 項ケ）

- (5) 財産処分の制限

本事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過するまで、理事長の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。（要綱第 8 条第 5 項カ）

- (6) 帳簿等の保存

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。（要綱第 8 条第 5 項オ）

【本件に関するお問い合わせ先】

社会福祉法人福寿会 特別養護老人ホームきらら

担当：施設長 中川宗明

電話：0763-62-2323

Email：nakagawa.muneaki@fukuju.jp